

## 確 認 書

島根県知事が平成 11 年 3 月 31 日付けで中国電力株式会社に対して許可した、神戸川における水利使用（来島ダム潮発電所）は、平成 25 年 3 月 31 日に許可期間が満了した。

この水利使用に対し、平成 24 年 7 月に流域住民により結成された神戸川再生推進会議は、60 年前の神戸川の自然を再生することをめざし、約 27,000 人の署名活動、総決起大会、デモ行進など、来島ダムからの分水廃止を求める活動を展開し、平成 26 年 4 月 29 日には、総決起大会において「神戸川再生宣言」として、「来島ダムから潮発電所への分水は、5 年後に廃止する。」「廃止までの 5 年間は、神戸川の水質悪化、下流部での農業用水の不足、鮎など魚類の減少、河口閉塞などの課題には、可能な限り来島ダムの水を神戸川に返すことで対処することを求める。」との 2 点の宣言を決議した。

その間、島根県は、平成 24 年 8 月に神戸川の河川環境に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置し、平成 25 年 2 月に、専門委員会は、来島ダムからの放流量の検討などを提言する報告書をまとめた。

平成 25 年 3 月には、島根県と出雲市、飯南町及び美郷町（以下「関係市町」という。）で構成する「神戸川の潮発電所水利使用に関する調整会議」（以下「調整会議」という。）を組織し、潮発電所水利使用に関して河川環境の保全の観点から、その対応方針について協議・調整を行った。

出雲市は、「分水は好ましいものではないが、水利権を直ちに廃止させることは現実には困難」との考えのもと、平成 26 年 6 月、出雲市議会において、来島ダムからの環境放流量は常時毎秒 2 立方メートル、水利使用期間は 10 年、検証組織を立ち上げる等の方針を表明し、この方針を神戸川再生推進会議にも提案した。

一方、中国電力株式会社は、平成 25 年 2 月、放流量、水利使用期間等を「島根県、関係市町等との調整を踏まえて定める」こととし、具体的な数値は記載しない形で国土交通省に来島ダム潮発電所の水利使用（更新）許可を申請（以下「更新申請」という。）した。

その後、中国電力株式会社は、調整会議において、神戸川流域の住民との対話が必ずしも十分ではなかったことを踏まえ、情報提供や対話に努めることを表明するとともに、河川環境との両立を図りながら再生可能エネルギーを活用する方針のもと、専門委員会の報告書を踏まえ、来島ダムからの常時毎秒 2 立方メートルの試験的増放流、窪田発電所及び乙立発電所の減水区間における来島ダム環境放流相当分量の流下、窪田発電所窪田堰及び乙立発電所八幡原堰における魚道改造、来島貯水池における水質保全対策等の諸施策を実施した。

神戸川再生推進会議は、当初、出雲市の提案は容認できないとしていたが、その後、関係者との協議・調整を重ねた結果、分水を廃止する考えには変わりはないものの、協議の中で示された調整方針について、これを了承した。

このような経緯を理解したうえで、島根県、関係市町及び中国電力株式会社は、下記条項について了解したことを確認し、中国電力株式会社は、この確認書の内容に沿って国土交通省に更新申請の補正申請をする。

なお、昭和 58 年 12 月 28 日付けで島根県知事、出雲市長、頓原町長、佐田町長、大社町長及び中国電力株式会社取締役社長により締結した確認書は廃止する。

## 記

第 1 条 中国電力株式会社は、次の取組を行う。

- (1) 来島ダムからの環境放流量は、常時毎秒 2 立方メートルとする。ただし、設備の保守、点検等により放流できない場合を除く。
- (2) 渇水時においても前号の環境放流を最優先する。
- (3) 窪田発電所窪田堰及び乙立発電所八幡原堰において、志津見ダム運用開始に伴う流況改善分に、第 1 号に規定する環境放流量相当分を加えて流下させる。
- (4) 明谷堰及び川崎堰における魚道改修について応分の負担をする。
- (5) 来島ダム湖における水質対策を実施する。

第 2 条 中国電力株式会社が申請する水利使用期限は、平成 39 年 3 月 31 日とする。

第 3 条 島根県は、環境等を評価する組織を設置し、神戸川の河川環境（渇水、河口閉塞を含む。）に関する情報共有、意見交換等を行い、関係者間の信頼関係の醸成に努める。

2 前項の組織の目的、内容、組織構成などの詳細は、別途検討する。

第 4 条 島根県、関係市町及び中国電力株式会社は、前条により設置する組織における意見を踏まえ、神戸川の河川環境の保全のために必要な取組を、それぞれの機関において行っていく。

2 中間時点の平成 33 年度において、前条により設置する組織における意見やモニタリング等の調査報告を踏まえ、調整会議において検討を行い、必要な場合は、それぞれの機関に対し対策を提案する。

第 5 条 第 3 条により設置する組織における意見並びに第 1 条及び前条の取組を踏まえ、調整会議において更新後の水利使用期限までに分水の必要性を含めてさまざまな角度から再検討する。

第 6 条 島根県は、河川法第 36 条第 1 項に基づく国からの意見照会にあたっては、関係市町の意見を聴取するものとする。

第 7 条 この確認書に定める条項について疑義を生じたとき、又は不測の事態が生じたときは、島根県、関係市町及び中国電力株式会社は、改めて協議する。

以上について相互に確認した証として、本書5通を作成し、おのおの記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年3月10日

島根県知事 溝口善兵衛

出雲市長 長岡秀人

飯南町長 山碕英樹

美郷町長 景山良材

中国電力株式会社

代表取締役  
社長執行役員

清水希茂